

◆高木真理委員 民主党・無所属の会の高木です。よろしくお願いいたします。

まず1点目、ミニ観光ルートへのレンタサイクル活用について伺います。

本市は、3月に盆栽美術館も開館し、鉄道博物館も大変多くお客様もいらしていただいていますし、氷川神社などの幾つかの大きな観光の目玉となる資源を持っております。これをもっと活用していこうという話は議会の中でもさまざまな場面で提案されるところでありますけれども、例えばここコミュニティバスを休日に回してルートをつくったらどうかとか、いろいろな話がありますが、お金がかかる話というのはなかなかすぐには立ち上げるのが難しいという現状の中で、ここをレンタサイクル、しかも放置自転車で引き取り手のない自転車を再整備して活用して、案内標示など、ルートを回りやすいように整備する必要があると思いますが、来たお客様が回りやすいように活用するというのはいかがかと思ひ、御見解を伺いたしたいと思います。

◎観光政策部長 今、委員からお尋ねがありましたレンタサイクルの活用ということでございますけれども、現在市としてコミュニティサイクルということを検討しておりますので、その検討の状況について説明をさせていただきたいと思ひます。

レンタサイクルというのは、御存じのように観光地等で駅前は何時間ということでも借りてまたそこへ返すということなのですけれども、コミュニティサイクルというのは、駅前なりで借りていろいろな場所に自転車を置くサイクルポートというのがあって、それぞれ乗り捨てができるということで検討しているものです。

現在市でコミュニティサイクルについて検討している点についてお話ししたいと思います。

現在大宮駅西口におきまして公共自転車駐車場の建設を計画しているところでございます。将来的にはこの自転車駐車場を核とした公共交通として大宮駅周辺に数カ所で貸し出し、乗り捨てができる場所を設けたコミュニティサイクルについて検討する委員会を、都市局が中心となりまして、市民、それから商工会議所、地域情報紙の編集者に加えて、行政として環境局、建設局、経済局の関係各課からなるコミュニティサイクルシステム検討委員会を今年平成22年1月に設置したところでございます。地域状況に適したコミュニティサイクルの展望について検討をその委員会の中で始めたところでございます。

それから、今年の秋には大宮駅周辺を中心としてその需要や料金設定などの検証を行うため、おおむね1カ月財団法人日本自転車普及協会と市の共同によりまして、社会実験を行う予定となっております。そのようなことから、その社会実験の結果を踏まえまして、鉄道博物館や盆栽美術館、それから氷川神社などを結ぶ回遊手段として、観光の面からもコミュニティサイクルの活用について今後検討していきたいと考えております。

◆高木真理委員 コミュニティサイクルの検討が進んでいるということで、これから本当に自転車利用というのは環境問題への配慮も含めて大変重要な課題だと思しますので、期待をしたいと思います。この結果を踏まえて御検討いただけるということなので、観光ルートへの活用というものもそれを待ちたいと思いますが、ぜひ西口を中心ということになりますと、即観光ということだけではないことでの利用から発想は始まっているかと思しますので、また観光に応用していくとなるとやはり案内標示でありますとか、はじめてまちに来た人でもわかりやすいという仕組みなども整えていく必要があると思しますので、ぜひあわせて御検討をいただきたいと思っております。

2点目に移ります。情報提供と資料販売について。

これは各区役所に情報公開コーナーがありまして、本市の総合振興計画を含めました各種の計画や各課でつくっているいろいろなパンフレットなどの情報が提供をされております。その中でも総合振興計画もそうですが、数点は販売されておりますが、たまたまこの間埼玉県庁の資料コーナーに行ったところ、もっと幅広い種類の計画が販売をされておりました。さいたま市も今は情報公開日本一を目指しておりますので、そういったさまざまな計画というものは各課のホームページなどではもちろん閲覧することができるようになってるので、情報自体は提供されているわけですが、やはりかなりのページ数になるものなどは冊子として手元に置いて活用したいという市民もいるかと思っております。なので、もっと販売の範囲を広げてはいかがかということなんです。

今、そういったパンフレット類などもコスト意識ということで、1部幾らというのが記入されるようになりましたので、ぜひそういったものも市民に販売する場合には、すこし高くても買いたい人は買うという意味では原価ではなくて、販売価格ということでもいいのかと思うのですが、もっと販売する範囲を広げてはどうかということについての御見解をうかがいます。

◎総務部長 情報提供と資料販売についてお答えさせていただきます。

本市におきましては、市政の見える化を推進するために鋭意行政情報の提供に努めております。その方法の一つといたしまして、各区役所の情報公開コーナーにおきまして行政資料を配置いたしまして、市民の皆様にご覧や貸し出しを行っております。また一方、しあわせ倍増プラン 2009 であるとか、さいたま市総合振興計画であるとか、ごく一部の資料につきまして有償で頒布している状況でございます。

現在こうした有償刊行資料につきましては 111 点ございますけれども、その多くが歴史的文書であったり、文化的な資料でございます。実際に計画等の資料につきまして頒布されているものは、委員御指摘のようにごく本当に一部でございます。今年 4 月からさいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱を定めまして、全庁統一的な取り扱いに基づきまして市民の皆様へ積極的な情報提供に努めております。

今後さらにこれを一層進めるために庁内横断的な体制を整備いたしまして、情報提供の一層の充実を図るといふことの検討を行う予定をしております。その中で市のプランであるとか、市民意識調査などの有償頒布につきましても、情報提供の方法の一つでございますので、その拡充について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◆高木真理委員 では次に移ります。

3 点目、商店街の活性化における空き店舗対策について伺います。

商店街はこれから少子高齢社会になっていくときに私はとても大切なまちの資源だと思っています。大型のショッピングセンターなどでいろいろな用が足りる部分もありますけれども、やはり高齢社会では、歩いて行けるところのまちで買い物ができるということは大変重要なことですし、また町のにぎわいという点からも商店街はとても重要な要素だということは、異論がないところかと思えます。

ただ、今回ここで問題にしたいのは空き店舗なのですけれども、やはりそこに住居兼店舗を持っていらっしゃる方が若いときずっと商売をやってきたけれども、もう年を取ってしまって息子や娘も継がないと言っている、そうするともう店は閉めてしまおう、でも住居兼店舗なのであけないままにしておこうということで閉まってしまっている店舗というのが結構数がふえているのだと思います。こういったところの対策がこれから必要になってくるかと思うのですが、その前提として本市の持っている商

店街の活性化のためにさまざまな補助事業をやっているかと思いますが、その中でも商店街活性化推進事業補助、5つメニューがありますよね。組織基盤整備型、地域活性化型、社会的課題対策型、地域活動連携型、空き店舗活用法、この商店街活性化推進事業補助の5つのメニューそれぞれの利用状況を教えてください。

◎**経済部長** 今委員から御案内いただきました、商店街活性化支援事業の実績でございます。まず、組織基盤整備型につきましては、商店街の調査研究、視察等が対象でございます。昨年度は4件ございました。

次に、地域活性化型につきましては、街路灯の装飾であるとか、販売促進などに対する補助でございます。件数が多くて68件ございました。

3つ目の社会的課題対応型につきましては、商店街周辺の社会的な問題、例えば高齢化対策であるとか、AEDの設置であるとか、周辺環境問題こういったものに対して要望があった場合支援するというものでございますが、昨年度はございませんでした。

次に、地域活動連携型につきましては、地元の自治会など行います夏祭りであるとか、地域イベントへの参加に対する支援が13件ございました。

最後に空き店舗活用法でございますが、昨年度はございません。ゼロ件でございます。

合わせまして、昨年度は85件の支援を行いました。

◆**高木真理委員** ありがとうございます。やはりこの地域活性化型も年末年始の大売り出しとかそういうのに使えるようなので、イベントとかセールですよ。この4番の地域活動連携型もやはりイベント系ということですし、一時的なにぎわいで盛り上げていこうというもののときに補助金を使おうという意識にはなっているのだと思うのですが、今のメニューの中の空き店舗活用法というのは、私が先ほどちょっと例に挙げたような住居兼店舗でシャッターが閉まってしまっているところを再び店舗にあけてもらおうというようなものに直接使うような策ではないようですが、この空き店舗活用法もゼロ件ということで、有効な商店街の支援のメニューとして考えていく必要があるのではないかと感じます。

ただ、私はその閉まってしまっているシャッターのお店を何とかその住居兼店舗にしている方に大家さんになってもらって、再びあけてそこで商売をしていく人にと

んどん出てきてもらう必要があると思うのですが、新規事業自体を店舗で行っていききたいという需要自体がもしさいたま市には余り意欲がないということであれば、別の対策、別の支援が必要になってくるかと思うのですが、新規事業をさいたま市内で店舗において行っていききたいという、そういうやりたい人の需要というのはどのくらいあるものかお答えいただけますか。

◎**経済部長** 空き店舗を活用するということになりますと、業態でいきますといろいろございますが、例えば小売業。さいたま市内で新しく小売業をやりたいという方全体で何人いるかというのは、実は把握できないところなのですが、財団法人さいたま市産業創造財団に創業支援の相談窓口がございます。こちらに市内で創業したいのだけれども相談に乗ってくれないかといった相談が昨年度は1,146件ございます。これは全体の相談件数で、そのうち創業に関して512件相談がございました。そのうち小売業として開業したいという相談が49件ございました。実際にそこから創業に結びついた方というのは4件ございます。これは財団に寄せられた創業に関する相談ということですから、空き店舗を使ってやれたということでの数値ではございません。

◆**高木真理委員** 参考となる数字をいただきまして、やはり小売りで新たにやってみたいという方もさいたま市内にいらっしゃるし、またこういう人たちをもっとふやしていくということも必要なのだと思うのですが、こういう人たちの意欲を商店街の活性化につなげていけたらいいのではないかと思います。

それで、次に伺いたいのですが、住居兼店舗においてシャッターが閉まってしまっている空き店舗、ここの人たちは住まいの1階をだれかに貸すだけでも面倒くさいというのが基本的にはあると思うのですが、これはその人の財産でもあり同時に、商店街というみんなの財産でもあるので、何とかここにあげてもらえるような、そしてまちを活性化させていくようなメニューは考えられないか伺います。

◎**経済部長** 今、委員おっしゃるとおり、商店街が持つ機能といいますか、周辺住民に対する役割というのは大変大きなものがあるかと認識しております。そういった中で、空き店舗が実際に発生している。そこら辺については何らかの形で活用、応用できないかといったことは、私ども商店街の活性化を進める立場としてもぜひそれは推進していきたいと思っています。

そこで、現在の要綱上では、空き店舗を活用できる支援の対象者ということで、まずそこを構成する商店街、あと例えばNPO法人であるとか、社会福祉法人といった公共的な団体に今のところ要綱上では補助対象者として狭めているところがございます。

個人でも創業したい、空き店舗を活用してやっていきたいといった方、ただそれは何でもいいやというわけではございませんで、やはりそれは地元商店街に受け入れられるような業態でなくてはなりません。そういった意味では、地元の商店街の方と創業しようとする方が十分コミュニケーションをとっていただいて合意されたというものに限って、例えば個人の方の新創業、空き店舗を活用して出店したいといった方も対象となるように、現在あります要綱については改正するように研究していきたいと考えております。

◆高木真理委員 前向きな答弁ありがとうございました。実際はその商店会の方々自身が自分たちの問題としてどう取り組んでいくかということも大変重要な問題だと思いますが、制度面でもそういったことに対応できるようにご検討いただけるということで、期待したいと思います。

4点目に移ります。市民農園の拡大と耕作放棄地対策について。

この耕作放棄地も先ほどの空き店舗と同じ意味合いを持っていると考えています。農地も個人の財産ではありますが、農地はその人のものだけで荒れ果てさせてしまえばその代で終わりでもいいという資源でもないと思います。これを何とか農地としてほかに使ってくれる人のために活用していくことが必要ではないかと思いますが、実際問題はなかなか農地法の改正で貸しやすくなったりしておりますけれども、難しい課題が多いかと思えます。

一方で市民農園の需要は大変高く、応募倍率も高いということなので、とはいってもなかなか耕作放棄地になるところは水田が多いので、水田を市民が借りるかという問題はあるのですが、ここをマッチングさせていく方法はないか伺います。

◎経済部長 市内におきます農地の意味合いは非常に大きなものがございまして、これは高齢化の問題であるとか、後継者不足といったことで実際に耕作することができない意味で耕作放棄地、もしくは別な言い方で遊休農地という言い方がございますが、こういったことで出現しているという実態がございます。そこで御指摘がございます

ように、それらを有効活用といったことで、市民農園にうまく利用されて実際に都市住民の方にそれを利用していただきたいということで進めていければと考えています。

実際そういったご要望がある場合、つまり就農できない、耕作できないといった方からそういったご相談が寄せられた場合に、市民農園といった形で転換できるということでは、指導なり相談に応じているところでございます。

今後も市民農園として、実際に活用するために幾つかの制度がございますので、經濟部並びに農業委員会に御相談に来ていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◆高木真理委員 いろいろこれ課題が多いのもわかっているのですが、できるところはそれぞれのニーズを合わせて御努力をいただければと思います。

次に移ります、メディカルセンター跡地利用について伺います。

北区においてはメディカルセンターがなくなって西区の市民医療センターに移ってしまったというのは、いまだに大きな問題でありまして、取り壊された後の土地がどうなるのだろうということは、大変周辺住民の関心のとても高いところであります。既に地域の自治会連合会とあと社会福祉協議会の連名だったでしょうか、跡地活用の要望なども出されているかと思いますが、それ以外の場面でも跡地をこうしてほしい、ああしてほしいという市民の要望は入っているかと思いますが。

5月30日、テーマは自治基本条例の話でありましたけれども、市長のタウンミーティングの席でも後半の質問コーナーで跡地利用についての質問が出ていたケースもございました。とにかく早く決まってほしいという思いが地域にも強いわけなのですが、そのタウンミーティングの席では、市長の回答の中で公共施設マネジメント計画を現在策定中なので、どの区にどういった施設や機能が足りていて、あるいは足りていないのかという問題を明らかにしてからこの跡地について考えたいというような趣旨のお答えがありました。この答えを聞くと平成23年度のこの公共施設マネジメント計画ができた後でないと検討はその先に進まないのだなとも思うのですが、これができたらすぐ検討していただけるということによろしいでしょうか。

◎行財政改革推進本部副理事 メディカルセンターの跡地利用についてお答えいたします。

メディカルセンターの跡地につきましては、約1万1,000平米の面積があり、そして建物の解体も既に完了していますので、この跡地利用の検討を早くしてほしいという御要望があることは承知しております。こうした市が保有する土地を含めました公共施設につきましては、今御指摘のありましたように、公共施設マネジメント会議、これは公募市民と有識者からなる会議でございますけれども、これを設置いたしまして、全市的、総合的な視点から公共施設の効果的、効率的な管理運営を推進するための方針となる公共施設マネジメント計画を平成23年度中に策定するというところで進めているところでございます。

そして、現在は既存施設の現況調査を行いまして、各区の機能別施設の配置状況や利用状況、それから建物の老朽化状況等を把握、分析をしているところでございます。そういった検討を踏まえまして、メディカルセンターの土地利用につきましては、公共施設マネジメント計画を踏まえまして、そしてさらには地元の御要望にも十分に配慮いたしながら検討してまいりたいと考えているところでございます。